2021年1月24日

東電役員の責任追及訴訟の現段階と福島原発事故を語り伝える責任

何が明らかになり、これから何を明らかにしなければならないのか

弁護士 海渡雄一

(福島原発告訴団弁護団 東電株主代表訴訟弁護団 脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

福島第一原発を襲った津波と司法



福島原発事故後の原発関連訴訟

- 被害にあった住民の東電や国に対する損害賠償訴訟
- ▼東電役員の刑事責任を明らかにするための刑事訴訟
- 東電役員の民事責任を明らかにする株主代表訴訟
- 原発の再稼働をとめ、設置許可の取り消しなどを求め る民事・行政訴訟
- これらの訴訟は、それぞれ争点は異なるが、どれも脱原 発という目的を達するために不可欠な構成要素である

事故の真相究明は次の事故の防止に、脱原発へとつながる。

- 事故の真相を明らかにし、その法的な責任を明らかにすることによって、このような事故を再び起こさせない社会の枠組みを作ることができる。
- ○電力会社自らが脱原発を決断する出発点と なる。



市民の刑事告訴が、東電刑事裁判を開かせた。



検察審査会によって強制起訴が実現 した

2015年7月31日、東京第五検察審査会は、昨年7月31日に引き続き、2013年9月9日に東京地検が不起訴処分とした東電元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、業務上過失致死傷罪で強制起訴を求める議決を行い、2016年2月に刑事起訴がなされた。







左から 被疑者勝俣 武藤、武黒

起訴状の概要

- 福島第一原発事故、検察審査会から「起訴議決」 を受けた東京電力の勝俣恒久元会長武藤栄(6 5)、武黒一郎(69)の両元副社長について、 検察官役の指定弁護士が2月29日、業務上過 失致死傷の罪で東京地裁に強制起訴した。
- 起訴状によると、被告人は原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置などの対策をする義務を怠ったとされている。

東電株主代表訴訟とは?

- ○会社の役員の過失によって会社に損害を与えた場合、会社は役員に損害賠償の請求ができる。
- ○会社がその責任を追及しないとき、株主は会社を代表して役員個人を訴えることができる。
- 本件では、勝俣、武黒、武藤の三名に加えて、清水社長と小森副社長の五名に対して22兆円の損害賠償を求めている。

二つの手続きの争点は おおむね共通である

警告されていた 地震と津波による原発事故

- 2002年7月31日,推本の地震調査委員会により 長期評価が公表された。
- これは、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでもMt (津波マグニチュード)8.2前後の津波地震が発生する可能性があるというものであった。
- 長期評価には、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったが、過去の地震に関する資料が十分にない等の限界があることから、地震発生確率や予想される地震の規模の数値には誤差を含んでおり、十分留意する必要があると記載されていた。

東電設計に対する依頼は、試算ではなくバックチェックの基準津波を決めるためのものであった

- 2008年1月11日、土木調査グループは、吉田昌郎らの承認を得た上で、東電として東電設計に対し、長期評価の見解に基づく日本海溝寄りプレート間地震津波の解析等を内容とする津波評価業務を委託した。これは、正規の委託契約である。
- **このことは発注仕様書に明記されている**(甲298の3 添付資料9,10 (刑事甲A76・56~59頁)) 民事では未提出。
- 合計予算額は5000万円。
- この発注書には吉田管理部長、関連するグループのGMが押印しており、東電では本店の部長に多くの意思決定権限が委譲されていることは刑事裁判の被告人たちが何度も述べていたことである。ということは、推本の長期評価に対応する津波対策を実行することが意思決定されたともいえる。

甲297の4資料45

承認書(本店用)

UNO.	以前音号: 0)			
承 認	審 査 (関係箇所)			
原子力設備管理部長	新稿県中雄沖地震対策 土木建築担当 頁	MAGM	設備計画GM	土木技術GM
1100-1-11	H20,01, 1; H2	11,1.0	420.1.11	1420-1.11
審 査 (ライン)		作成		
±	*см		(A) (B)	
H20.1.10		作成箇所:	月20.01x0 日26. 原子力設備管理 沖地震対策セン	

(件名)

新潟県中越沖地震を踏まえた既設プラントの津波評価委託の計画ならびに一部 実施について

1. 提案事項

(1) 計画の概要

新潟県中越沖地震を踏まえた既設プラントの津波評価を計画すること。

- a. 新潟県中越沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の津波評価
- -3/
- b. 新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一, 第二原子力発電所の津波評価

(2)一部実施の概要

新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一,第二原子力発電所の津波評価を社外委託にて実 施すること。

- a. 海底地形データ作成
- ---

- b. 潮位データ作成
- 一式

c. 津波解析

一式

資料作成

e. 報告書作成

(3) 予定工期

- a. 計画の予定工期
 - 平成20年2月~平成23年3月
- b. 一部実施の予定実施期間
 - 平成20年2月~平成21年7月

広域及び発電所近傍の海底地形を最新情報(広域:日本水路協会データ、発電所近傍: 器設測量データ)により 作成する。

(2)潮位データ作成

最新の観測データより潮位条件を設定する。

(3)津波解析

a. 既往の想定律被に対する検討

既往検討結果の想定津波のうち最大及び最小となったケースについて数値計算を実施し、福島第一・第二原子 力発電所における津波高さを求める。

b. 日本海溝寄りプレート間地震津波に対する検討

前面海溝客りブレート間の2領域の地震(洋波地震、正断層地震)による想定津波について、概略パラメータスタディ及び詳細パラータスタディを行い、福島第一・第二原子力発電所における津波高さについて検討する。

c. 最新の知見による断層モデルに対する検討

海域活動層の再検討結果及び最新の知見による期間モデルによる数値計算を実施し、福島第一・第二原子力発 電所における津波高さを求める。

d. 津波対策工を考慮した検討

福島第一・第二原子力発電所について、津波対策工をモデル化し、上記の津波検討で最大及び最小となったケースについて数値計算を実施し、津波高さを求める。

(4)資料作成

H20年3月に予定されている、耐震安全性評価の中間報告書及びH21年3月及び6月に予定されている耐震安全性評価報告書提出に伴う資料を作成する。

(5)報告書作成

以上の検討結果について整理し、報告書を作成する。

6. 社給材料および貸与機器,数量,受託者の実施すべき管理項目

- (1) 作業用電力, 用水, 圧縮空気等 (無)
- (2) その他社給材料 (無)
- (3) 貸与機器 (無)。
- (4) 土地,建物「直接区域として無償貸付(無)」

安全対策

なし。

<u>12</u>

福島第一のバックチェックの最高の難問は、 津波対策であった

- 武藤、武黒、勝俣ら東電幹部らは、いずれ推本の見解に 基づく対策が不可避であることを完全に認識していた。
- しかし、老朽化し、まもなく寿命を迎える1,2号炉を含む原子炉の対策のために多額の費用の掛かる工事を決断することができなかった。そして、不可避の対策を遅らせることを目的に身内の土木学会へ検討依頼を行った。
- このことが外部に漏れることを警戒し、所内の会議でも、津 波対策に関する書類は会議後に回収するという徹底した情報の隠蔽工作がなされていた。
- 東京電力幹部らの行為は過失を超えた故意に等しいものであり、その民事・刑事責任は明白である。

山下和彦中越沖地震対策センター長の 決定的な検察官調書

- 推本の長期評価は最新の知見であり、最新の知見を考慮することは当然と考えられていた。
- 2008年2月16日の中越沖地震対策センター会議〈御前会議〉で、山下氏は、原子力整備管理部として、自ら勝俣社長らのいる場で推本の長期評価を福島原発のバックチェックにおいて取り入れるという方針を説明し、この方針が異議なく了承された。武藤・武黒被告人らは、これを否定。しかし、資料には明記されており、他のメール等とも符合する山下氏の説明は合理的である。
- この当時は、津波の評価が高くなっても、10m盤を超えることはなく、4m盤上 の海水ポンプの機能を維持すれば良く、ポンプの水密化やポンプを建屋で囲う程 度の改造ならば、2009年6月のバックチェック最終報告に間に合うと考えてい た。
- 2008年5月下旬あるいは6月上旬に、私と吉田昌郎原子力設備管理部長は 酒井氏と高尾氏から、福島第1の津波評価が15.7mとなっているとの説明 を受けて、大変驚いた。

2. 16御前会議資料 7. 7m以上、さらに大きくなる可能性

- 4. 地震随伴事象である「津波」への確実な対応
- (1) 津波高さの想定変更(添付資料参照)



(東電株代訴訟 甲297号証) 添付資料は今もなお行方不明

2. 16御前会議資料(耐震技術グループ作成) 津波への確実な対処

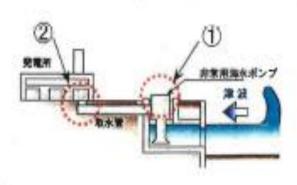
4. 地震随伴事象である「津波」への確実な対応

(2) 対策検討

- ① 非常用海水ポンプの機能維持(特に1F)
 - ポンプモータ予備品保有(暫定対応)
 - 防水電動機等の開発・導入(本格対応1)
 - 建屋設置によるポンプ浸水防止(本格対応2)

② 建屋の防水性の向上

- 津波に対する強度補強
- 貫通部、扉部のシール性向上 等



③ 引波対応(非常用海水ポンプ)

インターロック追加 (ポンプ自動停止)

<u>(東電株代訴訟</u> 甲297号証)



2月16日の御前会議で合意されたこと

- 山下調書と酒井証言、関係証拠を総合すると、この日の御前会議では、
- ① 福島第一・第二原発の耐震バックチェックに当たって ,推本の長期評価を取り入れて,津波対策を講ずる 方針が確認されたこと。
- ○② その対策としては、4メートル盤上の非常用海水ポンプの機能維持と建屋防水性向上の対策を講ずる方針が確認されたこと。
- は明らかに認定できる。

御前会議の指示を受けて充実化された 耐震BC中間報告中の津波QA

- 3月29日には再度、中越沖地震対応打ち合わせ(御前会議)が開催された(議事録なし)。
- 3月29日の御前会議で了承され、その後に最終的にQA集として確定したものである(Rev9.1と明記されている。
- 「津波に対する安全性評価は今回のバックチェック中間報告には入って いないのか?」
- ○「原子力発電所の津波評価技術(H14年、土木学会)以降に地震調査研究推進本部等から発表された最新の知見を踏まえ、「不確かさ」の考慮として発電所の安全性評価にあたって考慮する計画。」
- 「SQ7-1-15:津波に対する評価の結果、施設への影響が無視できない場合どのような対策が考えられるか。」、
- ○「非常用海水ポンプ電動機が冠水し故障することを想定した電動機予備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる 」



永渕無罪判決の根本的誤り

2019.9.19東電刑事裁判無罪判決 裁判所はどこで間違えたのか

- 1. 福島原発事故の深刻な被害に向き合わなかった
- 2. 原発には、万が一の事故を防ぐ高い安全性が求められることを否定した
- 3. 指定弁護士の意見を捻じ曲げ、原発停止以外の結果回避措置を、検 討の対象から外した
- 4. 御前会議で「長期評価」に基づいて津波対策を講ずる方針が了承された事実を否定した
- 5. 国の防災の基本データである「長期評価」には、(原子炉を停止させなければならないほどの)信頼性はないとした
- 6. 推本津波のデータを社外にはひた隠しにしつつ、土木学会に問題を先送りし、国や県、有識者、他の電力会社に圧力をかけ、津波安全問題が露見しないように展開した東電の隠ぺい工作を追認した
- 7. 傍聴人や被害者、被災者を敵視し、不都合な証拠には目をつむり、気に入った証拠だけをかき集め、不公正な事実認定をした

2019.9.19東電刑事裁判無罪判決は 争点外しの不当判決

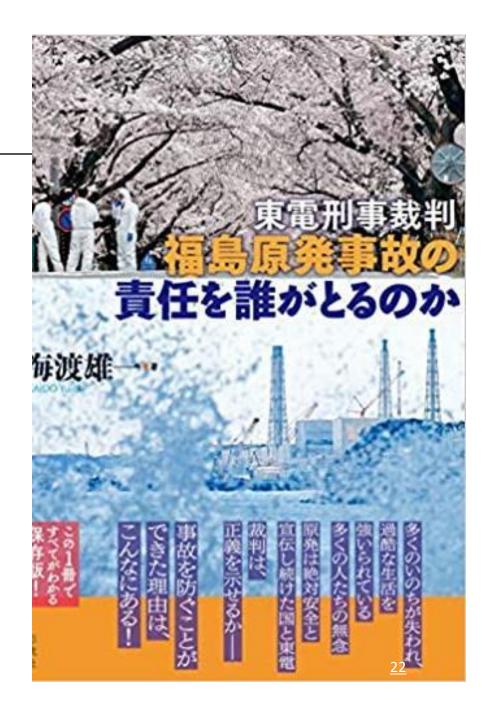
- ▶判決は、原発停止以外の結果回避措置を、検討の対象 から外した。
- ▶「長期評価」の津波対策として、指定弁護士は防潮堤または防潮壁の設置、建屋の入口である大物搬入口の水密化、主要機器の設置されている部屋の水密化、代替電源などの高台設置などの対策をとるべきであり、対策が取られるまでの原子炉停止を求めた。
- ▶判決は、原発停止以外の他の対策で事故が回避できたかについては、全く検討を加えず、判断も示さなかった。
- ▶判決は、法廷での最大の論争点から完全に逃げた。

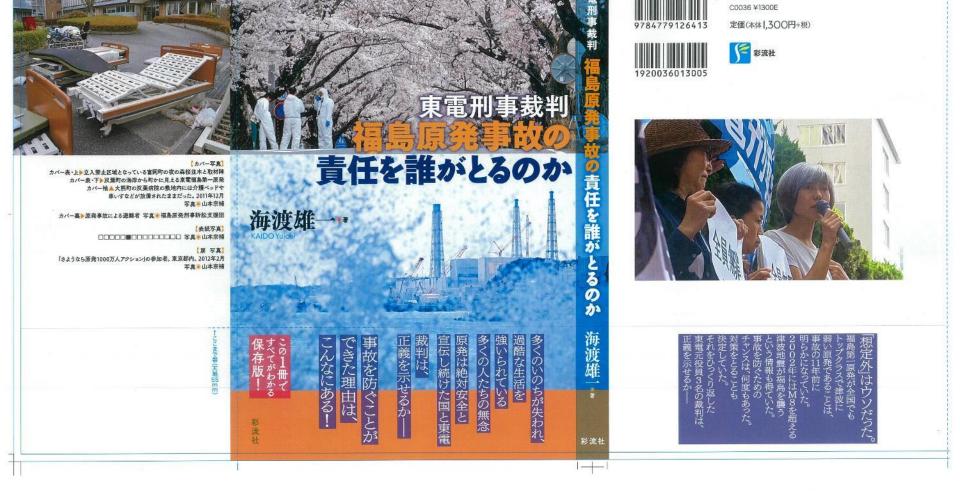
判決の誤りを徹底批判するために、本を書きました。

基礎的なことから、裁判の深い争点 まで、難しいこともわかりやすくまとめ ました。

たくさんの図表や写真を使い、装丁に も凝りました。

ぜひ、手に取ってみてください。





- この本の表紙や冊子中に、写真家の山本宗補氏が撮影された素晴らしい 福島の写真が使われています。
- 扉には、武藤類子さんが作詞された、私も大好きな歌「ああ福島」の歌詞を、野生化した牛をバックに掲載しました。カラーの表紙をはいでいただきますと、フレコンパックの山が出てくる仕掛けです。

株主代表訴訟は争点整理が終わり、2月から7月まで証人と被告本人の証拠調べが続く

四人の専門家証人と五人の被告らについて全日法廷五回で尋問される

- (1)2021年2月1日(月)10時~17時 進行協議期日
- (2)2021年2月26日(金)10時〜17時 口頭弁論期日 (第1回尋問予定)
- (3) 2021年3月9日(金) 16時~17時 進行協議期日
- (4)2021年4月5日(月)10時30分~ 進行協議期日
- (5)2021年4月16日(金)10時〜17時 口頭弁論期日 (第2回尋問予定)
- (6) 2021年5月17日(月) 10時30分~ 進行協議期日
- (7)2021年5月27日(木)9時50分~12時15分·1 3時10分~17時 口頭弁論期日(第3回尋問予定)

専門家のうち二名は予見可能性について二名は結果回避可能性についての証人である

- (8) 2021年6月1日(火) 10時30分~ 進行協議期日
- (9)2021年7月6日(火)10時~17時□頭弁論期日(第4回尋問予定)
- (10) 2021年7月13日(火) 10時30分~ @進行協議期日
- (11) 2021年7月20日(火) 10時~17時 口頭弁論期日(第5回尋問予定)

現地検証を行うかどうかは証人調べの終了時点で判断する

- 原告側は裁判所による現地検証を強く求めている。
- 裁判所は、検証ルートや検証可能な箇所についての資料の提出を求め、現地検証に意欲を示している。
- 株代で現地検証を実現させることが、刑事裁判の高裁審理への展望を切り開く



東京電力の国への報告は地震の4日前だった

- ・東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に 提出せず、隠した。
- ・2010年11月文部科学省の地震調査研究推進本部が「活断層の長期評価手法(暫定版)」を公表したことを契機として、保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請した。
- 2011年3月7日東京電力は、15.7メートルシミュレーション結果を国に報告した。
- 2002年の地震調査研究推進本部の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、137m~15.7mの津波が襲うという内容だった。

津波想定は事故後も隠された

- ・2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震 津波の浸水高はO.P.約+11.5~15.5mであった。
- ・ なお、本件事故発生後8月まで、この3月7日の報告は国・保安院によって秘匿された。
- ・東京電力は本件事故は3月13日の清水社長会見以来事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東京電力には法的責任がないとの主張が繰り返した。
- これを明らかにしたのは、読売新聞のスクープであった。

刑事裁判と株主代表訴訟の連携が必要だ

刑事裁判について 予測される手続き展開

- 2020年9月に控訴趣意書提出。
- ◇2021年弁護側の答弁書提出。
- 夏までには第1回公判が開かれるであろう。
- 🗸 あらためて、現地検証が申請されるだろう。
- また、新たな専門家証人の証人調べが請求されるだろう。
- 第1回公判で、新たな証拠調べが認められるかどうかが決まる。

残された未解明点

- → 保安院の役割を解明すること、すなわち2006年には3年以内に津波対策を含めて耐震バックチェックを完了させる方針であったのに、これが骨抜きにされていった経過を明らかにする必要がある。
- また、これと関連するが、東電の1 F 3 のプルサーマル計画との関連も解明しなければならない。
- QA集は福島県に対する説明などのために作成されたものと考えられるが、福島県は、プルサーマルの実施は耐震性の確保が前提としてきたが、耐震性の確保から津波対策が除かれた経緯を明らかにしなければならない。

市民の力で真相を解明し、勝訴判決と有罪判決を勝ち取りたい

- 次の事故調査が難しくなるから、文書の提出は命じられないとか、刑事責任追及は間違いという議論は筋違い
- ○次の事故を起こしてはならないはず。そのためにも、 事故原因の徹底解明こそが求められている。
- 政府事故調は真相を隠した
- 政府事故調調書の公開も大きな力となった
- 有罪は難しいというすさまじいマスメディアのキャンペーンが展開された
- ふたつの民事・刑事裁判を支える市民のネットワークが必要だ

刑事裁判の東京高裁の審理は 今夏にも始まるだろう

検証と追加の証人調べが不可欠

- 指定弁護士は控訴を申し立て、事件の舞台は東京高裁に 移った。控訴趣意書が2020の9月には提出された。
 - 高裁で追加の証拠調べができるかどうか、第一回期日で決まる。そのハードルはかなり高い。
- 東京高裁では、地裁で実施しなかった新たな証拠調べとして、福島第一原発や双葉病院の現地検証がどうしても必要だ、地裁判決は福島事故の被害の実態を無視したが、これを覆すには、廃炉となった原発、帰還困難区域、とりわけ双葉病院の状況を肌に感じてもらう必要がある。
- 推本の長期評価の信頼性については、推本に出席していた別の委員の証人申請など追加の立証作業が行われる。山下調書の信用性については、調書のち密な分析が控訴趣意書に示されている。
- さまざまな結果回避措置がいつまでに実施可能だったかについては指定弁護士は技術者証人を申請する予定である。

司法をあきらめない/控訴審を闘う!

- 裁判所は、勝手に争点をすり替え、自分に都合の悪い証拠は無視し、都合の良い証拠だけをかき集めて支離滅裂な事実を認定し、原発に求められる安全性のレベルをうんと切り下げた。その結果が、この無罪判決である。
- この不公正極まりない判決を絶対に認めることができない。
- 私たちは、控訴審においても指定弁護士たちを全力で支え、かならずやこの判決を覆さなくてはならない。
- 日本の司法は危機的な状況にある。しかし、仙台高裁では、 昨年9月国と東電を断罪する判決が下された。大阪地裁では、 、昨年12月規制委員会による原発の規制に誤りがあることが 指摘され設置許可が取り消された。
- 司法はまだ生きている、良心を失っていない裁判官は残っている。この判決を糺すことは可能である。

第一回期日には東京高裁まで来てくださ

- () 【 高裁の第一回の期日はおそらく今年の夏にも開かれ ることでしょう。
- 第一回目の期日には、できる限り多くの市民が、東 京高裁を取り囲むことが大切です。東京高裁での逆 転有罪判決を求めてともに闘いましょう!
- 第一回期日には東京高裁まで来てください!
- 私たちは、あきらめはしない。 正義を今 求めるこの手に!



事故から10年 事故の真実を明らかにし、どのように 語り伝えるかが闘いの主戦場だ

原子力ムラの情報隠蔽を打ち破ってきた 私たちの闘い

- 福島原発事故に関してはたくさんの事柄が隠されてきた。
- 東電と国による津波対策の方針転換に関する情報の多くは2011年夏には検察庁と政府事故調の手にあったはずである。
- この隠蔽を打ち破ったのが、検察審査会の強制起訴の議決であり、株主代表訴訟における証拠の開示であり、指定弁護士による果敢な立証活動であった。

告訴団の事故の真実を明らかにし、責任を問う真摯な態度が検審の委員の心を揺り動かした

- 東電を中心とする原子力ムラや検察からの圧力のもとで検審の委員11人のうちの8人の起訴議決への賛同を得た。
- 原発事故で人生を根本から変えられた福島 の人々の切実な思いが東京の市民にも伝わったのである。
- 強制起訴は奇跡のように貴重なものだった。

政府事故調と検察が真実を隠ぺいしたことはもうひとつの事件である

- これらの情報は徹底的に隠された。それはなぜだったのか。考えられる推測はただひとつである。
- 原子力推進の国策を傷つけるような事実は、隠 ペいするしかないと、政府事故調と検察のトップ は決断したのだろう。
- このことは、福島原発事故そのものに匹敵するほどの、行政と司法と検察をゆるがせる「もう一つ」の福島原発事故真相隠ぺい事件である。

検察が起訴できるだけの証拠を集めな がら、なぜ起訴できなかったのか

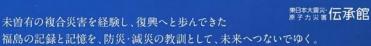
- 最終的には政治的な圧力があったせいなのかもしれないが、本件はいったんは不起訴とされてしまった。
- 私たちの告訴によって、これだけの証拠を検事が集めているとは、思わなかった。起訴し有罪に追い詰めることができるだけの証拠固めをしてくれていたのである。
- だからこそ、告訴、検察審査会、刑事公判のすべての過程に関わった弁護士として、明らかにすることのできた証拠と事実を、社会に広く知らせていく責任があると考えた。

伝承館への深刻な疑念と 私たちの任務



福島第一原発サイトと 伝承館の位置関係

双葉町の廃墟の中に立つ伝承館







友災地へ行く、体感する 申波や原子力災害で被災した施設 や復興の状況を見て、学ぶための ツアーを行います。(オプション)



複合災害の話を聞く、共感する 復合災害を経験した方々の生の声 を聞き、当時の遺体験ができます。



東日本大震災·原子力災害伝承館 〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39 ○電話/0240-23-4402 ○電子メール/archive@fipo.or.jp ○HP/https://www.fipo.or.jp/lore



伝承館の展示への疑問点 起きたのは事故、考えるべきは再発の防止

- 1 館の名称への疑問
 - ○「東日本大震災·原子力災害伝承館」に疑問。起きたのは、「原発事故」。
- 2 設立の理念とその目標があいまいである
 - ○「混合災害」概念は意味不明。
 - ○「原子力災害」は結果であり、福島原発事故を「事故」としてとら えて、その原因と再発の防止策を考えるという姿勢がない。
- 3 原因と再発防止策の検討が放棄されている
 - ○政府事故調や国会事故調で認められた、事故原因に関する重要な事実すら、この伝承館にはまとめられていない。
 - ○「大きな津波が来て怖かった。」「避難に苦労し大変だった。」ということはわかっても、、原発事故を繰り返さないための教訓は何も得られない。

事故による生命被害と健康被害が取り上げられていない

- 4 原発事故による直接的な人命被害である「双葉病院事件」「請戸の浜事件」 「多くの自死事件」などが全くと言っていいほど取り上げられていない。
 - ○このことによって、誤った方向への避難、避難時期の遅れ、よう素による内部被ばくなどを招き、無用な被ばくを住民に強いた。このことも、争いのない事実であるにもかかわらず、この展示においては、全く触れられていない。
- 5 健康被害について、すくなくとも、小児甲状腺がんが放射線被ばくに起因する のとする意見があることすら、全く紹介されていない
 - ○最近も、ネイチャーやサイエンスなどの世界的に評価の定まっていて査読を経た論文が掲載される学術誌に、甲状腺がんの福島県内の各市町村ごとの発生状況と、各市町村ごとの放射線被ばく量との間には相関関係が認められ、因果関係は否定できないとする研究成果が複数掲載されている。
 - ○展示には福島県健康調査のことは紹介されていたが、あくまで念のためにやっていることとされ、安村誠司氏による、被ばくと発症とは関係がないというビデオだけが流され、このような重要な見解を紹介することはネグレクトされている。このような展示は、あまりにも一方的でフェアなものとは言えない。

私たちはどこで選択を誤ったのか、次に同じ過ちを繰り返さないためには、何をしてはならないのか、しっかりと考えてから「次」に取り掛かるべきだ

- 6 帰還困難区域のど真ん中に高校生の修学旅行コースに推奨する施設を建設する神経がわからない
 - ○この朽ち果てた双葉町の情景そのものが、私たちの失敗のシンボルとして将来へ伝承しなければならない風景だと考えられたうえで、 この立地場所なのかとも考えたが、そうではなさそうでふる。
 - ○高線量地帯に人を戻していくプロジェクトの先兵として、この伝承 館が作られたように思われる。
 - ○思い返してみれば、福島県、双葉町、大熊町は原子力が明るい未来を拓くと信じて1960年代に原発を受け容れて、原発に大きく依存した地域開発を行ってきた。それが、福島原発事故で破綻したのだ。次はロボットとドローンというのでは、あまりにもご都合主義ではないか。
 - ○原発事故で廃墟と化した地域のど真ん中で、「イノベーション・コースト」を叫ぶ神経が私にはわからない。

この伝承館をどのようにして改善していくか、何が可能か 政府や東電が認めている範囲の事故前の経過はきちんと掲載するべき

- この伝承館の設立には53億円もの予算が使われています。このままの展示を続けさせるのではなく、内容の改善を県民・関心を持つ市民が県に求めるべきだ。まず、政府事故調報告や国会事故調報告に記載されている事故前の経過くらいはきちんと説明するべきだ。東電が2013年にまとめた安全改革プランも紹介するべきだ。
- このように、東電みずからが津波対策をとっていれば事故を防ぐことができたはずであると事故後の安全改革プランの中で述べている。この程度のことを伝承館の展示に書いていけないはずがない。 福島県立伝承館の現在の展示方針は、東電と国に対する過剰かつ異常な忖度の産物だといわざるをえない、

子ども甲状腺がんについて、事前の予測をはるかに上回る発症が起きており、被ばくとの因果関係について専門家の間も意見が分かれていることを、きちんと展示に書くべきだ。

- 「知の交流拠点」というような、歯の浮くような言葉が語られているが、館長の高村氏は2011年3月19日に福島県知事佐藤雄平の要請により、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーに山下俊一教授とともに就任し、3月20日いわき市、21日に福島市、22日に川俣町、23日に会津若松市、24日に大玉村、25日に飯舘村、26日に郡山市、30日に白河市、31日に田村市で巡回講演を行い、「福島における放射線による健康被害はない」ことを強調した方である。
- ○「福島原発告訴団」は、2012年6月に業務上過失致死傷と公害犯罪処罰 法違反の疑いで、東電役員らとともに当時福島県放射線健康リスク管理ア ドバイザーであった神谷研二氏、山下俊一氏、高村昇氏も、刑事告発の対 象とした。
- よう素被ばくを軽視し、よう素剤の配布をさせなかったこと、被ばくに健康影響はないなどと福島での講演を繰り返し、被ばくに対する防護の油断を招き、事故に起因すると考えられる多数の子ども甲状腺がんを発生させた可能性がある。このような人に、伝承館の館長を続ける資格があるだろうか。

官製伝承館に代わる 民間の真の伝承館を作ろう!

- 県の異常な姿勢を改めさせるのには、かなりの時間と 労力が必要だ。。それを待つだけでは能がありません。
- このようなオルタナティブ・ミュージアムを作ることで、この 展示の異常性を浮かび上がらせることができる。
- 場所さえ見つけられれば、展示自体を作るためには、 53億円の費用はいらない。10分の1、50分の1の費用でも、それなりに意義のある展示はできるはず。
- 民間で作られた優れた映画、ビデオなどを継続的に上映することもできる。なんとしても、このようなもう一つの博物館・オルタナティブ・ミュージアムを作るために、企画を立て、サイトを探し、お金を集める作業を始めるため、議論を始めることを呼びかける。